

各県立学校長 様

教 育 長

夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策等について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、現在、陽性者数が増加傾向にあり、感染力が更に強いとされる新たな変異株（BA.5系統オミクロン株）への置き換わりが懸念されています。

このように予断を許さない状況の中で、学校教育活動を継続するためには、夏季休業期間においても警戒度を高く保ち、新型コロナウイルス感染症対策の徹底が必要となります。

つきましては、下記のとおり夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の留意点をまとめましたので、適切な対応をお願いします。

また、令和4年7月12日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より別添のとおり事務連絡「夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策について」が通知されましたので、併せて送付いたします。

なお、近々開催予定の専門家会議の内容を踏まえ、学校における対応等に変更が生じる可能性があることを御承知おきください。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底について

(1) 健康観察の徹底

ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底すること。

イ 夏季休業中の児童生徒の健康状態を把握するためにICTや健康観察アプリを活用するなど連絡手段の確認をしておくこと。

ウ 発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪症状があるなど、普段と体調が少しでも異なる場合や家庭内に体調不良者がいる場合には、自宅での休養（登校自粛）を徹底し、医療機関への受診を勧奨すること。

(2) 手洗い・適切なマスクの着脱の実施

「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度～」に基づき、手洗いの励行及び適切なマスクの着脱を徹底すること。

(3) 換気の徹底

ア 常時換気の徹底

常時換気の際は、対角の窓や戸を10～20cm程開け、空気の流れを作るようにする。常時換気が難しい場合には、30分に1回以上定期的に窓を全開し換気すること。

イ エアコン使用時の換気

エアコンを使用する場合、窓を閉め切りにすることにより、換気が不十分となる恐れがあることから、エアコン使用時であっても上記アのとおり換気を徹底すること。

2 部活動及び合宿について

部活動及び合宿の取扱いについては、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動の他、令和4年5月30日付け教保体第429-1号「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等の一部変更について（通知）」のとおり対応すること。

また、部活動実施に当たっては、顧問の教員、部活動指導員等だけに委ねることなく、学校として責任をもって感染対策に取り組むこと。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行状況及び今夏の熱中症発症リスクに鑑み、次の点に留意すること。

- (1) 体調不良者及び家庭内に陽性者又は体調不良者（未診断の発熱・咽頭痛等）がいる者は、部活動、合宿及び公式大会等に参加させないこと。
- (2) 部活動や登下校の際は、直行直帰を徹底するよう指導すること。
- (3) 更衣場面、休憩場面、活動前後等において、マスクを着用しないなど感染防止対策を行わずに会話をしたり、飲食をともにしたりしないよう指導すること。
- (4) 合宿については、合宿地の新型コロナウイルス感染症の地域での感染状況等を踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。
- (5) 陽性者発生に伴い活動停止となった場合には、当該期間に予定している合宿は中止とすること。
- (6) 合宿期間中に陽性者が確認された場合は、活動を停止するとともに、可能な限り速やかに帰校すること。
また、速やかに教育委員会に報告するとともに、宿泊施設、旅行会社への連絡及び接触のあった学校への注意喚起を行うこと。
- (7) 合宿実施前に学校の対応策（マニュアル）を作成し、合宿の中止に伴うキャンセル料の保護者負担の発生、陽性者の保護者への引き渡し、陽性者用の別室の確保、陽性者以外の帰路の交通手段等についての対応を整理し、教職員で共通理解を図ること。
- (8) また、事前に保護者の十分な理解を得ることが重要であることから、陽性者発生による合宿直前の中止決定や合宿中の中止があり得ること、キャンセル料の保護者負担や合宿中に陽性になった生徒の引き取りが必要となることを丁寧に説明し、参加する場合には必ず保護者の同意を求めること。

- (9) 合宿中止に伴うキャンセル料や保護者による引き取りに要する費用等の発生に備え、必要に応じ保険の活用を検討すること。
- (10) 県外での大会や合宿に参加する場合は、令和4年1月27日付教保体第1611号「部活動の大会等に出場する場合のPCR検査等の受検について（通知）」を参照し、無料検査の受検を推奨する。
- (11) 陽性者発生に伴い活動停止となった部においては、部活動内での感染拡大防止のため、令和4年5月30日付教保体第429-1号「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等の一部変更について（通知）」を参照し、無症状者（濃厚接触者相当の者及び体調不良者を除く）について、「埼玉県PCR検査等無料化事業」を活用して無料検査の受検を推奨する。

3 熱中症対策について

熱中症対策については、令和3年8月18日付教保体第861号「体育的活動時の熱中症事故の防止について（通知）」及び令和4年6月28日付保健体育課事務連絡「熱中症防止対策の徹底について（通知）」のとおり対応すること。

- (1) 適切な水分補給、涼しい場所での適度な休憩等の指導や児童生徒の健康観察を実施すること。
- (2) 熱中症警戒アラートの発令時や、最高気温が35度以上の予報が出された場合には、活動の中止、延期、見直しを検討し、児童生徒の安全確保を最優先とすること。
気温が35℃以上又は暑さ指数（WBGT）が31℃以上となるなど熱中症リスクが高い高温時には、体育活動等を原則中止すること。
また、気温が35℃未満又は暑さ指数（WBGT）が31℃未満の場合でも、湿度や日差し等の気象条件を注視し、活動中止を含めた予防措置を講じて熱中症発症防止に細心の注意を払うこと。
- (3) 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、運動部活動の活動中は、マスクを外すよう指導すること。その際、児童生徒の間隔を十分に確保すること等に留意する。
なお、屋内の体育館等においては、常時（強制）換気又は30分に1回の換気を徹底すること。
- (4) 学校プール等を開放する場合についても、3（1）から（3）に留意し、熱中症対策を講じるとともに、大勢で密な状態とならないよう注意し、手洗い場所や更衣室、休憩スペース等での必要な感染対策を講じること。
- (5) 運動時や会話の際等における適切なマスクの着脱や活動時間の短縮など、熱中症リスクの回避と感染リスクの回避の両立を図ること。
なお、熱中症リスクの回避と感染リスクの回避の両立が困難な状況においては、活動を中止すること。
- (6) 公共交通機関やスクールバスを利用する場合を除き、登下校時には、マスクを外すよう指導すること。

4 教職員・児童生徒のワクチン接種について

(1) 教職員の接種の促進

教職員のワクチン接種については、居住市町村などが行う個別接種のほか、埼玉県ワクチン接種センターでの接種など、複数の選択肢の中から、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知すること。

また、各学校においては、授業変更や業務分担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。

(2) 安心して接種できる環境と適切な配慮

児童生徒及び保護者、教職員に対して、ワクチン接種についての正しい理解の周知を図ること。

また、児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについては、令和4年2月25日付け教保体第1767号、教職員の服務については、令和3年6月10日付け教県第282号を参照し、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

特に、ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に留意すること。

5 学校外での感染防止対策

夏季休業中も家庭や学校外での感染防止を図るため、リーフレット（別添）を活用するなどして、児童生徒の意識を高めるとともに、次の内容について保護者等の理解を得て、協力を依頼すること。

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底
- (2) 基本的な感染防止対策の徹底（メリハリのあるマスクの着脱、手洗いの徹底と適切な換気）
- (3) 日々の健康観察の徹底（体調不良の際は外出しない、させない）
- (4) 外出時における直行直帰の徹底
- (5) 会食中におけるマスク無しでの会話の自粛
- (6) 児童生徒が陽性者や濃厚接触者となった際の学校への報告の徹底
- (7) 運動や登下校時にマスクを外すことへの理解

6 添付資料

- (1) 令和4年7月12日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策について」
- (2) 児童生徒・保護者向けリーフレット「暑さとコロナに負けない夏休みの心得」及び「夏休みもコロナに負けず 元気にすごそう」
- (3) 県外公式大会等参加のための無料PCR検査等リーフレット及び検査申込書
- (4) 感染不安のための無料検査リーフレット

【感染防止対策に関すること】

担当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担当 保健体育課 学校体育担当

電話 048-830-6947

【学習指導・文化部に関すること】

担当 高校教育指導課 教育課程担当

電話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担当 特別支援教育課 特別支援学校 教育指導担当

電話 048-830-6886

【教職員のワクチン接種に関すること】

担当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電話 048-830-6971